



草加市都市農業振興基本計画  
～農がある都市(まち)・そうか～  
概要版

令和2年(2020年)4月

〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号  
草加市自治文化部 都市農業振興課  
電話番号:048-922-0842(直通) FAX:048-922-3406

草加市  
都市農業振興基本計画  
概要版

「農がある都市(まち)・そうか」を目指して!



令和2年(2020年)4月

# 「農がある都市(まち)・そうか」を目指して

都市農業を未来に繋ぐためには、このまちの様々な立場にいらっしゃる市民の皆様との協力が不可欠です。様々な地域資源を繋ぎ合わせながら、市民の皆様にもご自分ができることを通じて農家さんを応援していただき、まちぐるみで都市農業を育むことで、一層豊かな暮らしを実現し、まちのブランド力を高めてまいりたいと思います。

この思いを実現するために、草加市における都市農業振興の基本理念として、「農がある都市(まち)・そうか」を掲げ、その実現のため施策を推進します。

## 計画策定の背景・目的

平成27年度(2015年度)に「都市農業振興基本法」が制定され、都市における農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと、位置付けが180度方針転換されました。

草加市には、「枝豆・小松菜・クワイ」を始めとした市を代表する農産物があり、都心に近いという地理的特性を活力として農業が営まれてきました。近年、農地割合の減少や、農業に従事する方の高齢化、後継者不足といった問題を抱えていますが、食の地産地消や食の安全・安心を求める市民の増加や、都市農業の重要性を踏まえた法改正等によって、都市農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

国際連合が提唱し、国も推奨する持続可能な社会を実現するための目標であるSDGsの視点からも、都市農業をいかしたまちづくりを推進する必要があることから、市内農業の振興を目的とする草加市都市農業振興基本計画を策定します。まちぐるみで都市農業を育むことで、一層豊かな暮らしを実現し、まちのブランド力を高めてまいりたいと思います。

## 計画期間

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画終了時に合わせて、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの8年間(中間年で見直し予定)とします。

## 暮らしを豊かにする / 都市農業の役割 ⑥



新鮮で安全な農産物の供給



農業体験・交流活動の場



心やすらぐ緑地空間



都市住民の農業への理解の醸成



国土・環境の保全



災害時における防災の機能

課題

## アンケート・ヒアリングから

都市農業に対する意向を把握するため、平成30年(2018年)10月に、10a以上の農地を持つ市内在住の農業者(世帯主)全員、市内在住の18歳から79歳までの男女700人の市民、市内の卸売・小売・サービス業者など、300事業者の方々を対象としたアンケートを実施しました。また、農業者に対しては希望者を中心に面談形式でのヒアリングも実施しました。その中で回答から見える課題は以下のとおりです。

### 課題 農業者アンケート・ヒアリングから見える課題

- 庭先販売や多様な販売・流通形態が求められている。
- 担い手の確保については市民の協力を含めた仕組みづくりが求められている。
- 農業を行う上で、市民農園などによる接点を活かした近隣住民の理解が必要不可欠である。

### 課題 市民アンケートから見える課題

- 地場農産物を手に取りたいという要望が多い。
- 農産物や生産者と触れ合える場が必要と求める声がある。

### 課題 商工業者アンケートから見える課題

- 地場農産物について、一定のニーズはあるが購入方法が分からないなどの意見があり、流通販売方法の改善が必要である。

課題

## 検討委員会から

草加市都市農業振興基本計画及び方針検討委員会は平成30年度に農業者・団体、商業者・団体、学識経験者、国、県及び庁内職員計25名で組織された委員会です。また、令和元年度には前年度に出た意見や提案を深掘りするため、農業者、事業者、市民ら、多様なオブザーバーを交え、3つの分科会で6つのテーマに分かれて議論を重ねました。

### 課題 平成30年度(2018年度)の検討委員会から見える主な課題

- 販路の拡大、市場への出荷方法も含めた流通形態の見直しが必要である。
- 援農ボランティア、農福連携、アクティブシニアの参画を含めた都市農業の多様な働き方を検討し、担い手の発掘、育成につなげる必要がある。
- 農業体験、学校給食を通じ、都市農業への愛着を醸成する必要がある。

### 課題 令和元年度(2019年度)の検討委員会から見える主な課題

- 農業者や飲食店、学校等を含む物流体制構築のための社会実験が必要。
- 生産情報、販売情報等の集約が必要。
- 庭先販売のさらなるPRが必要。
- 市内飲食店等への販路拡大に取り組むべき。
- 様々な経営環境の農業者に対してハード面、ソフト面からの支援が必要。
- 農業者と障がい者が連携するモデル農場が必要。
- アクティブシニアや女性と農業者をマッチングする仕組みが欲しい。

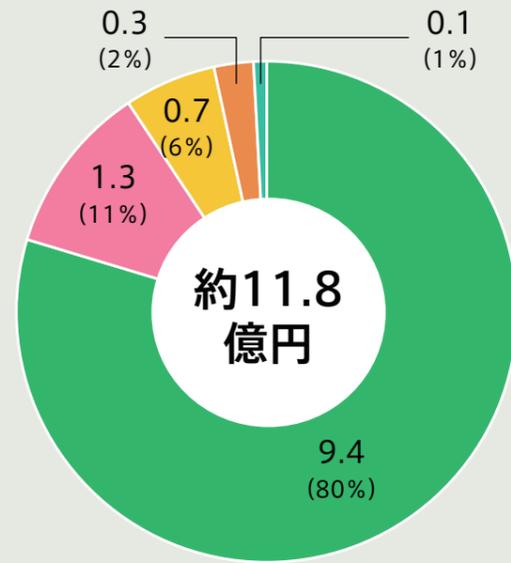


# 数字で見る草加の農業

## 草加市の農業産出額(推計)

草加市の農業は都市近郊ならではの特徴を有しています。消費地に近いことから、鮮度が重視される野菜の生産が盛んです。農業生産額に占める野菜の比率は80%(平成29年(2017年))と高く、枝豆、小松菜、くわいをはじめとした農産物が生産されています。

一方、1農家あたりの平均耕地面積は0.4haにとどまる等、住宅地に囲まれた狭小な農地が大半を占めます。こうしたことから、都市農地の維持を目的とする生産緑地に指定された農地は、市街化区域内の農地のうち、62%(平成31年(2019年))に達しています。



※出典:農林水産省 平成29年市町村別農業産出額(推計)データベース

## 草加市の作付面積TOP5

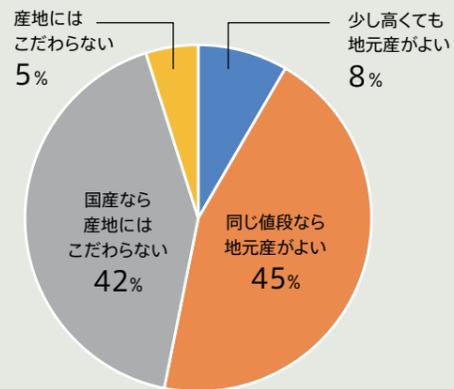


※令和元年度 春夏作総合作付調査集計 春夏延べ

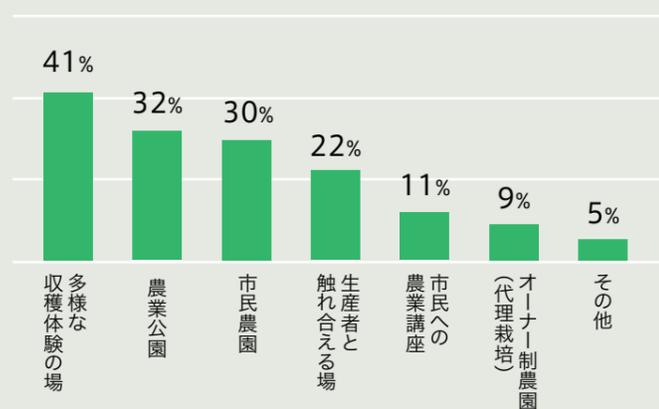
## 市民と農業者の交流

地場農産物は市民の間で一定の評価を得ています。市民アンケートにおいて地場農産物への考えを確認したところ、「他の産地と比べて同価格又は割高の場合であっても、地場農産物を選ぶ」との回答が過半数を超えました。また、収穫体験や生産者と触れ合える場等様々な農業活動にも興味を示す市民が一定数いることも明らかになりました。

### 地場農産物に対する考え(回答数143)



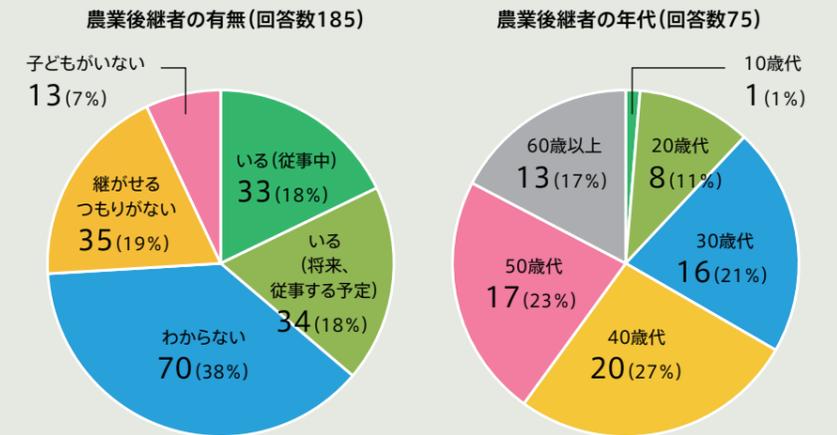
### 希望する施設や活動(複数可)(回答数122)



出典:平成30年度(2018年度)「草加市都市農業振興基本計画方針」にて実施された市民アンケート

## 後継者の状況

後継者が「いる」と回答した農業者は約36%、後継者は40歳代が最も多く約27%、次いで50歳代が約23%となりました。

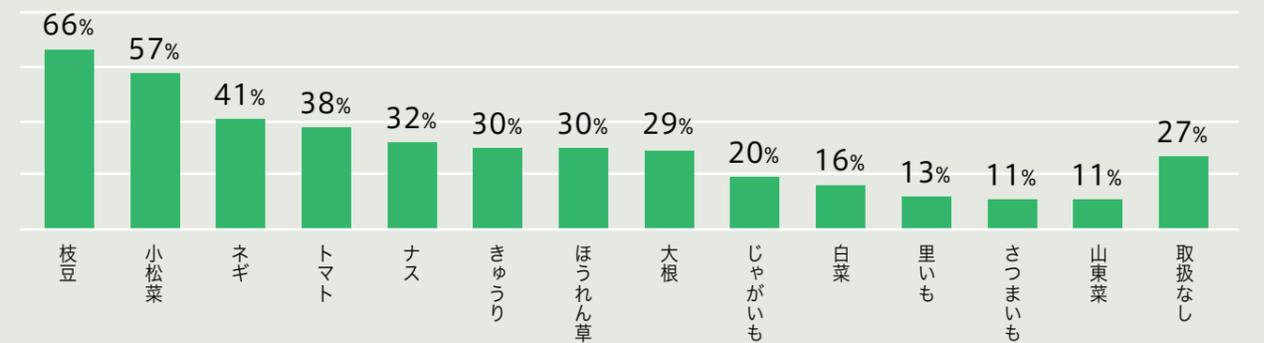


出典:平成30年度(2018年度)「草加市都市農業振興基本計画方針」にて実施された農業者アンケート

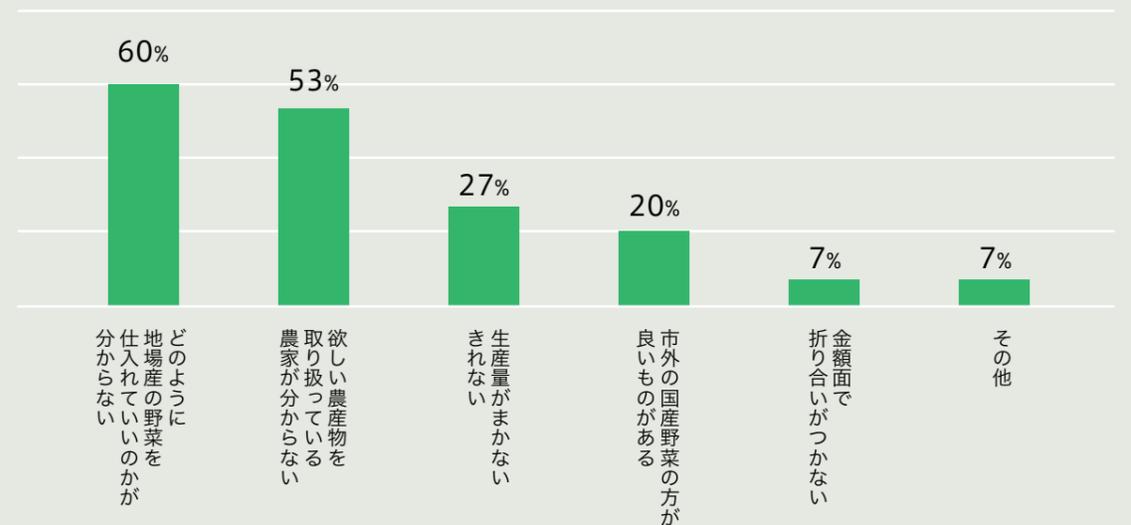
## 飲食店と農業者のつながり

枝豆や小松菜といった特産品が一定程度は普及している現状が明らかになりましたが、課題も見えてきました。地場農産物を取り扱わない理由として最も大きいものは「購入方法が分からない」です。購入可能な場所の周知や飲食店等と農業者のマッチングに向けた取組が必要です。

### 市内農産物の使用(複数可)(回答数56)



### 市内の農産物を取り扱わない理由(複数可)(回答数15)



出典:平成30年度(2018年度)「草加市都市農業振興基本計画方針」にて実施された商工業者アンケート

基本理念

農がある都市（まち）・そうか

～多彩な地域資源が

ある都市で、多様な都市農業を育み、まちのブランド力を高めます～

基本方針

方針1



地産地消を推進する仕組みを創出します。

地産地消の推進は、農業収益の基盤となり、都市農業の持続可能性を高めるための重要な資源でもあります。市民の皆さんが、地場農産物について関心を持ち、日常的にふれることができる機会を増やす中で、地場農産物の消費を促進し、農業収益の改善につなげていく必要があります。

計画期間内の主な取組

- 拡充** 庭先販売、地場農産物使用飲食店等、直売所・小売店の地場農産物販売コーナー等、地場農産物に日常的に触れることができる機会のPRを積極的に進めます。
- 新規** 地場農産物の市民向けPRを強化する観点から、地場農産物単体および総体のブランド化に向けた検討を行います。
- 新規** 地場農産物の使用拡大につながるよう、農業者と飲食店等や学校を繋ぐ物流体制の構築に向けた段階的な社会実験を進めます。
- 新規** これらの取組を進めるために、生産と販売・消費を繋ぐために目的別に情報集約を進めます。

方針2



多様な働き方を創出する都市農業を目指すとともに、都市農業を未来につなぐ農業者の取組を支援します。

農業者数の減少・農業者の高齢化にも歯止めがかからず、都市農業の担い手の育成・発掘は喫緊の課題となっています。このような中、農業者や関連事業者を支援しながら、都市ならではの経営環境をいかし、多様な生産・経営体制を模索することを通じ都市農業を未来につないでいく必要があります。

計画期間内の主な取組

- 拡充** 農地に関する法制度等のさらなる周知を図ります。
- 新規** 本市の農業振興担当課内に個別相談窓口を設置し、関係機関と連携をしながら、農地の賃貸借や新規就農、各種支援制度に関する情報提供・マッチングに係る個別対応を進めます。
- 拡充** 意欲的に生産・出荷を行う認定農業者等の生産・販売等の強化に係る支援（ハード面：ハウスの補修等、ソフト面：認証制度等）や都市ならではの新たな経営モデルの創出を目指す農業者の支援を検討します。
- 新規** 小規模な農業者の農地維持につながるよう、営農継続や賃貸借のマッチングに向けたニーズを把握し、支援を検討します。
- 新規** 農業者と関係機関の連携体制を構築しながら、農福連携を行うモデル農場の設置を進めます。
- 新規** 女性とアクティブシニアの参画に向けたニーズ把握を進めます。

方針3



都市農業の魅力を伝え、持続可能なまちづくりへの機運を高めます。

都市における農地の価値を定義した都市農業振興基本法が制定されて以降、都市農業に対する市民の関心は高まっています。引き続き、様々な機会でのPR活動を進め、市民が都市農業に触れ、都市農業の価値を知ることができるよう努めていく必要があります。

計画期間内の主な取組

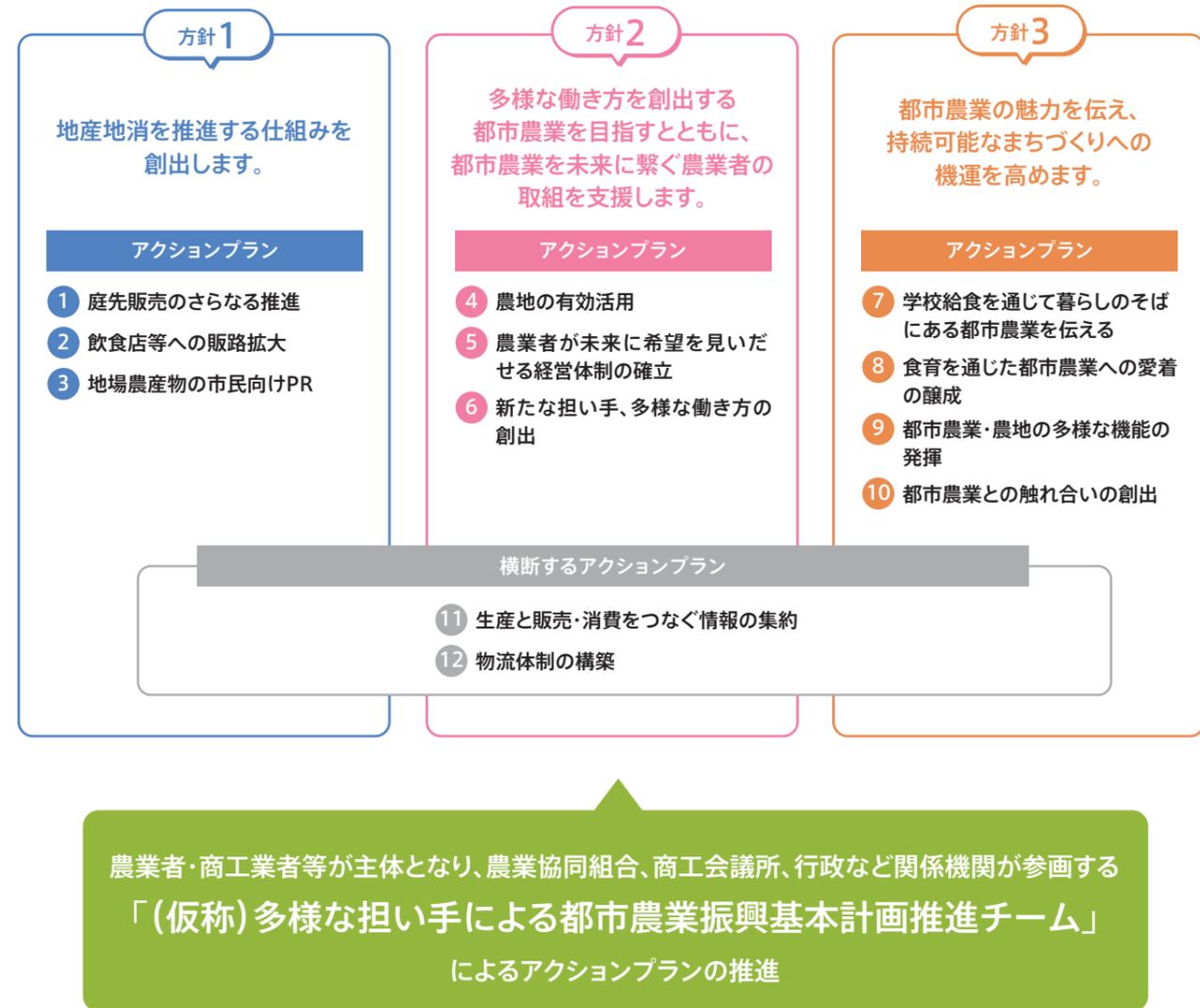
- 継続** 学校と農業者の交流機会を増やし、引き続き子どもたちの都市農業への理解醸成を図ります。
- 継続** 親子で楽しめる栽培・収穫体験やイベント出展等を活用して、食育を通じた都市農業への愛着を醸成します。
- 拡充** 防災協力農地の普及啓発を進めるとともに、農地における防災訓練の実施を検討します。また、生物多様性やフードロス低減に向けた取組等も行いながら、都市農業・都市農地の多面的な機能についての理解を醸成します。
- 継続** 定期的なイベントの開催、市民農園・体験農園の開設促進などを通じて、都市農業との触れ合いの創出を進めます。

# 計画におけるアクションプラン

基本理念・方針を実現するために①～⑫のアクションプランを設定し、2年度ごとに1つのステップとし、計画期間8年間で4つのステップに分けて課題解決に向け事業を展開していきます。



## アクションプランの体系図



# 計画の推進に向けて

それぞれの取組の推進主体の連携組織として、「草加市農業振興協議会」を位置付けます。草加市農業振興協議会内に「(仮称)多様な担い手による都市農業振興基本計画推進チーム」を設置し、農業者代表、農商工団体、学識経験者等固定メンバーのほか、案件により多様な担い手に参画いただき、計画に定める各種取組の推進にあたり、協議の場として機能させます。

## 推進体制の図

